

2019年4月



国際金融公社

(International Finance Corporation)

国際金融公社 2024年5月22日満期
トルコ・リラ建ゼロクーポン債券

販売説明書

(契約締結前交付書面及び無登録格付に関する説明書を含む)

－ 売 出 人 －

エイチ・エス証券株式会社

本販売説明書(以下「本書」といいます。)は、国際金融公社が一般に公開している情報を基に、売出人により日本国の投資家の便宜のために作成されたものであって、上記債券の販売に関するすべての情報を記載したものではなく、当該投資家の投資判断に必要と思われる情報の一部を翻訳または記載したものです。

本書中の「債券の要項」は、国際金融公社のグローバル・ミディアム・ターム・ノート・プログラムに関する2008年6月3日付発行目論見書(GMTN Prospectus、その後の修正および補足を含み、本書中において、「発行目論見書」といいます。)中の債券の説明の抜粋の日本語訳に、本債券(以下に定義します。)に適用される最終条件書(Final Terms、本書中において、「最終条件書」といいます。)(発行目論見書および最終条件書を合わせて「発行説明書」と総称します。)の内容を組み込んで作成されています。本債券の発行者である国際金融公社は本書の作成にかかわっておりません。

～本債券のリスク等について～

＜お客様のご負担となる費用について＞

- 本債券を募集・売出し等により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- 本債券の売買等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて売出人が決定した為替レートによるものとします。

＜為替変動リスクについて＞

- 本債券はトルコ・リラをもって表示され、元金の支払いはトルコ・リラによって行われるため、円貨換算された受け取り金額は外国為替相場の変動により影響を受けます。また、これにより、円貨換算した償還価額または売却価額が投資元本を割り込むことがあります。

＜信用リスクについて＞

- 本債券の償還金の支払いは発行者（国際金融公社）の義務となっております。発行者の財務状況の悪化等により発行者が本債券の償還金を支払わず、または支払うことができない場合には、投資家は損失を被りまたは投資元本を割り込むことがあります。

＜価格変動リスクについて＞

- 本債券の価格は、為替レートの変動、金利の変動、発行者の経営・財務状況の変化および発行者に関する外部評価の変化（例えば格付機関による格付の変更）等により上下しますので、償還前に売却する場合には、投資元本を割り込むことがあります。

＜流動性リスクについて＞

- 流動性や市場性が乏しいものについては、償還前の売却が困難な場合があり、このことが売却価格に悪影響を及ぼすおそれがあります。

＜カントリーリスクについて＞

- 通貨当事国であるトルコ共和国の政治情勢等の影響を受け、損失を被ることがあります。

＜新興国投資リスクについて＞

- 一般的に、新興国については、先進国に比べて経済状況、社会制度や基盤が脆弱であると考えられ、各種リスクの程度はより高いと言えます。

＜その他ご留意いただく事項＞

- 将来において、税制が変更される可能性があります。
- 本債券に投資しようとする投資家は、本債券への投資を判断するにあたって、本書および契約締結前交付書面をご覧のうえ、それらの内容を十分に読み、また、必要に応じ、法務、税務、会計等の専門家の助言を得るべきであり、本債券の投資に伴うリスクに堪え得る投資家のみが本債券に対する投資を行ってください。
- 本債券の価格情報につきましては、売出人までお問い合わせください。
- 本債券のお取引はクーリング・オフの対象にはなりません。本債券のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

売出人

商号等：エイチ・エス証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第35号
加入協会：日本証券業協会

外貨建て債券の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、外貨建て債券のお取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

○外貨建て債券のお取引は、主に募集・売出し等や当社が直接の相手方となる等の方法により行います。

○外貨建て債券は、金利水準、為替相場の変化や発行者の信用状況に対応して価格が変動すること等により、損失が生ずるおそれがありますのでご注意ください。

手数料など諸費用について

- 外貨建て債券を募集・売出し等により、または当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いただきます。
- 外貨建て債券の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動などにより損失が生ずるおそれがあります

- 外貨建て債券の市場価格は、基本的に市場の金利水準の変化に対応して変動します。金利が上昇する過程では債券価格は下落し、逆に金利が低下する過程では債券価格は上昇することになります。したがって、償還日より前に換金する場合には市場価格での売却となりますので、売却損が生ずる場合があります。また、市場環境の変化により流動性（換金性）が著しく低くなった場合、売却することができない可能性があります。
- 金利水準は、各国の中央銀行が決定する政策金利、市場金利の水準（例えば、既に発行されている債券の流通利回り）や金融機関の貸出金利等の変化に対応して変動します。
- 外貨建て債券は、為替相場（円貨と外貨の交換比率）が変化することにより、為替相場が円高になる過程では外貨建て債券を円貨換算した価値は下落し、逆に円安になる過程では外貨建て債券を円貨換算した価値は上昇することになります。したがって、売却時あるいは償還時の為替相場の状況によっては為替差損が生ずるおそれがあります。
- 通貨の交換に制限が付されている場合は、元利金を円貨へ交換することや送金ができない場合があります。

債券の発行者または元利金の支払の保証者の業務または財産の状況の変化などによって損失が生ずるおそれがあります

- 外貨建て債券の発行者や、外貨建て債券の元利金の支払いを保証している者の信用状況に変化が生じた場合、市場価格が変動することによって売却損が生ずる場合があります。
- 外貨建て債券の発行者や、外貨建て債券の元利金の支払いを保証している者の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いの停滞若しくは支払不能の発生又は

特約による元本の削減等がなされるリスクがあります。

なお、金融機関が発行する債券は、信用状況が悪化して破綻のおそれがある場合などには、発行者の本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、所管の監督官庁の権限で、債権順位に従って元本や利子の削減や株式への転換等が行われる可能性があります。ただし、適用される制度は発行者の本拠所在地国により異なり、また今後変更される可能性があります。

- 外貨建て債券のうち、主要な格付機関により「投機的要素が強い」とされる格付がなされているものについては、当該発行者等の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生ずるリスクの程度はより高いと言えます。

債券の発行者等または当該通貨等の帰属する国や地域の政治および経済状況の変化、法令・規制の変更などによって損失が生じるおそれがあります

- 外貨建て債券の発行者、保証会社もしくは当該通貨等の帰属する国や地域、または取引市場の帰属する国や地域の政治・経済・社会情勢の変化および法令・規制等の変更やそれらに関する外部評価の変化、天変地異等により、外貨建て債券の価格が変動することによって損失が生じるおそれや、売買や受渡が制限される、あるいは不能になるおそれがあります。また、通貨不安等により大幅な為替変動が起こり、円貨への交換が制限される、あるいはできなくなるおそれがあります。
- 一般に、新興国については、先進国に比べて上記のリスクの程度はより高いと言えます。

外貨建て債券のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- 外貨建て債券のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

○その他留意事項

日本証券業協会のホームページ (<http://www.jsda.or.jp/shiraberu/foreign/meigara.html>) に掲載している外国の発行者が発行する債券のうち国内で募集・売出しが行われた債券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されています。

外貨建て債券に係る金融商品取引契約の概要

当社における外貨建て債券のお取引については、以下によります。

- 外貨建て債券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- 当社が自己で直接の相手方となる売買
- 外貨建て債券の売買の媒介、取次ぎ又は代理

外貨建て債券に関する租税の概要

個人のお客様に対する外貨建て債券（一部を除く。）の課税は、原則として以下によります。

- 外貨建て債券の利子（為替損益がある場合は為替損益を含みます。）については、利子所得として申告分離課税の対象となります。外国源泉税が課されている場合は、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収されます。この場合には、確定申告により外国税額控除の適用を受けることができます。
- 外貨建て債券の譲渡益及び償還益（それぞれ為替損益がある場合は為替損益を含みます。）は、

上場株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。

- 外貨建て債券の利子、譲渡損益及び償還損益は、上場株式等の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。
- 割引債の償還益は、償還時に源泉徴収されることがあります。

法人のお客様に対する外貨建て債券の課税は、原則として以下によります。

- 外貨建て債券の利子、譲渡益、償還益（それぞれ為替損益がある場合は為替損益を含みます。）については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。なお、お客様が一般社団法人又は一般財団法人など一定の法人の場合は、割引債の償還益は、償還時に源泉徴収が行われます。
- 国外で発行される外貨建て債券（一部を除く。）の利子に現地源泉税が課税された場合には、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収され、申告により外国税額控除の適用を受けることができます。

なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。

詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

譲渡の制限

- 振替債（我が国の振替制度に基づき管理されるペーパーレス化された債券をいいます。）である外貨建て債券は、その償還日又は利子支払日の前営業日を受渡日とするお取引はできません。また、国外で発行される外貨建て債券についても、現地の振替制度等により譲渡の制限が課される場合があります。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において外貨建て債券のお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- 国外で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。また、国内で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、保護預り口座又は振替決済口座の開設が必要となります。
- お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部又は一部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- 前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただきます。
- ご注文にあたっては、銘柄、売り買いの別、数量、価格等お取引に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引ができない場合があります。また、注文書をご提出いただく場合があります。
- ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます。）。

当社の概要

商号等 エイチ・エス証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第35号
本店所在地 〒163-6027 東京都新宿区西新宿6-8-1 住友不動産新宿オークタワー27階
加入協会 日本証券業協会
指定紛争解決機関 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金 30億円
主な事業 金融商品取引業
設立年月 2006年9月
連絡先 03-4560-0233（コンプライアンス統括部）又はお取引のある支店にご連絡ください。

以上

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

住 所：〒163-6027 東京都新宿区西新宿6-8-1 住友不動産新宿オークタワー27階

電話番号：03-4560-0233（コンプライアンス統括部）

受付時間：月曜日～金曜日（祝日を除く） 8時20分～17時20分

金融 ADR 制度のご案内

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住 所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005

（FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。）

受付時間：月曜日～金曜日（祝日を除く） 9時00分～17時00分

無登録格付に関する説明書

(ムーディーズ・インベスターズ・サービス)

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：ムーディーズ・インベスターズ・サービス

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：ムーディーズ・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第2号）

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx）の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズ・インベスターズ・サービス（以下、「ムーディーズ」という。）の信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。

ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

この情報は、平成30年5月1日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

以上

本資料は、情報提供および検討資料としてのみ提供されるものであり、その全部について新たな資料により修正、更新または差換えが行われることがあります。本資料に記載されている情報は、信頼すべき情報源から入手したものでありますが、その正確性または完全性についていかなる表明を行うものではありません。よって、本情報を使用することにより生ずる、直接的または間接的いかなる種類の損失に対しても当社は責任を負いかねます。この情報の正確さまたは当社の見解の有効性に依拠される方は、投資に関する最終決定はお客様ご自身でなさるようお願い申し上げます。

商号等 エイチ・エス証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第35号

加入協会 日本証券業協会

無登録格付に関する説明書

(S&P グローバル・レーティング)

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：S&P グローバル・レーティング

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第5号）

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ (<http://www.standardandpoors.co.jp>) の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」 (<http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered>) に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

S&P グローバル・レーティングの信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

S&P グローバル・レーティングは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、S&P グローバル・レーティングは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査・デュー・デリジェンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。

この情報は、平成 30 年 5 月 1 日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記 S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

以上

本資料は、情報提供および検討資料としてのみ提供されるものであり、その全部について新たな資料により修正、更新または差換えが行われることがあります。本資料に記載されている情報は、信頼すべき情報源から入手したものでありますが、その正確性または完全性についていかなる表明を行うものではありません。よって、本情報を使用することにより生ずる、直接的または間接的いかなる種類の損失に対しても当社は責任を負いかねます。この情報の正確さまたは当社の見解の有効性に依拠される方は、投資に関する最終決定はお客様ご自身でなさるようお願い申し上げます。

商号等 エイチ・エス証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第35号
加入協会 日本証券業協会

目 次

	頁
売出要項	1
債券の要項	2
包括様式の本債券に関する条項の概要	7
課税上の取扱い	8
その他	9
国際金融公社の要約情報	10

本販売説明書（以下「本書」といいます。）は、売出人により、信頼できると考えられる情報を基に日本国の投資家の便宜のために作成されたものであって、本債券（以下に定義します。）の販売に関するすべての情報を記載したのではなく、当該投資家の投資判断に必要と思われる情報の一部を翻訳または記載したものです。

本書中の「債券の要項」は、国際金融公社のグローバル・メディアム・ターム・ノート・プログラムに関する2008年6月3日付発行目論見書(GMTN Prospectus、その後の修正および補足を含みます。)中の債券の説明の抜粋の日本語訳に、本債券に適用される最終条件書（本書中において、「最終条件書」といいます。）の内容を組み込んで作成されています。本債券の発行者である国際金融公社は本書の作成にかかわっておりません。

国際金融公社(以下「IFC」または「発行者」といいます。)は1956年に設立された国際機関であり、その本部所在地はアメリカ合衆国コロンビア特別区ワシントンです。

IFCは2018年10月11日付の情報説明書(Information Statement)(以下「情報説明書」といいます。)を公表しており、情報説明書には、IFCの業務、資本構成、管理、国際金融公社協定および法的地位等が記載されており、IFCの2018年6月30日現在または終了の監査済財務諸表が含まれています。

情報説明書はIFC本部(International Finance Corporation's principal office, 2121 Pennsylvania Avenue, N.W., Washington, D.C. 20433, Attention: Treasury Department, 電話 1-202-458-9230)を通じて、または、インターネット(インターネットアドレス: https://www.ifc.org/wps/wcm/connect/corp_ext_content/ifc_external_corporate_site/about+ifc_new/investor+relations/ir-info/financial+statements)より入手可能です。

売付けの申込または買付けの申込の勧誘が承認されていない法域において、または売付けの申込または買付けの申込の勧誘が違法となる者に対しては、本書は、本債券の売付けの申込または買付けの申込の勧誘を構成するものではありません。

本債券は、国際復興開発銀行の債務でなく、またいかなる政府の債務でもありません。

本書において、「トルコ・リラ」は、トルコ共和国の法定通貨であるトルコ・リラを意味します。

国際金融公社
2024年5月22日満期 トルコ・リラ建ゼロクーポン債券

売 出 要 項

売 出 人

名 称	住 所
エイチ・エス証券株式会社	東京都新宿区西新宿六丁目8番1号 住友不動産新宿オークタワー27階

売 出 債 券 の 名 称	国際金融公社 2024年5月22日満期 トルコ・リラ建ゼロクーポン債券 (本書中において「本債券」という。)		
記名・無記名の別	記 名 式	売 出 券 面 総 額	2,100万 トルコ・リラ(注1)
各 債 券 の 金 額	10,000トルコ・リラ	売 出 価 格	額面金額の48.88%
売 出 価 格 の 総 額	1,026万4,800 トルコ・リラ(注1)	利 率	該当なし (注2)
償 還 期 限	2024年5月22日 (ロンドン時間)	売 出 期 間	2019年4月8日から 2019年5月17日まで
受 渡 期 日	2019年5月22日	申 込 単 位	額面10,000 トルコ・リラ
申 込 取 扱 場 所	売出人の日本における本店および各支店 (注3)		

(注1) 本債券の発行額面総額は、2,100万トルコ・リラです。

(注2) 本債券には、利息を付しません。

(注3) 本債券の申込み、購入および払込みは、各申込人と売出人との間に適用される外国証券取引口座約款に従ってなされます。各申込人は売出人からあらかじめ同約款の交付を受け、同約款に基づき外国証券取引口座の設定を申込み旨記載した申込書を提出しなければなりません。
外国証券取引口座を通じて本債券を取得する場合、同口座約款の規定に従い本債券の券面の交付は行われません。なお、本債券の券面については、下記「包括様式の本債券に関する条項の概要」を参照下さい。

(注4) 本債券はIFCのグローバル・メディアム・ターム・ノート・プログラムに基づき、ユーロ市場で2019年5月21日(以下「発行日」という。)に発行されます。IFCまたはその代理人は、2019年5月21日以降有効となる、本債券のルクセンブルグ証券取引所の規制市場における取引許可を申請しています。

(注5) グローバル・メディアム・ターム・ノート・プログラムについては、ムーディーズ・インベスターズ・サービス(以下「ムーディーズ」といいます。)からAaa、またS&Pグローバル・レーティング(以下「S&P」といいます。)からAAAの格付が付与されています。

ムーディーズおよびS&Pは、信用格付事業を行っていますが、本書日付現在、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として登録されていない信用格付業者(以下「無登録格付業者」といいます。)です。無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていません。

ムーディーズおよびS&Pについては、それぞれのグループ内に、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社(登録番号:金融庁長官(格付)第2号)およびS&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社(登録番号:金融庁長官(格付)第5号)が登録されており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ(ムーディーズ日本語ホームページ(https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx))の「信用格付事業」ページにある「無登録業者の格付の利用」の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」およびS&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ(https://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/home)の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」(https://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/regulatory/unregistered)に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」において、それぞれ公表されています。

(注6) 指令2014/65/EU(その後の改正を含み、以下「MiFID II」といいます。)商品管理/リテール投資家、プロ投資家および適格相手方対象市場: IFCは、MiFID IIパッケージの適用範囲に該当しません。したがって、IFCは、MiFID IIの目的における「投資会社」、「製造業者」または「販売業者」としての資格はありません。

債 券 の 要 項

概 要

本債券は、2008年6月3日付のIFCとシティバンク、エヌ・エイ ロンドン支店およびその他の代理人との間のファシリティに関する修正再表示包括代理契約（本債券の発行日付の修正および追補を含み、以下「包括代理契約」という。）に基づき、かつ、IFCによる本債券に関する約款（以下「約款」という。）の利益を受けて、発行される。包括代理契約には本債券の様式が含まれている。本債券の包括代理人、登録機関および名義書換代理人は、それぞれ以下「包括代理人」、「登録機関」および「名義書換代理人」（かかる表現には、それぞれ、その承継人およびIFCがその時々指名する追加の代理人を含む。）という。本債券の所持人（下記に定義される。）は、包括代理契約、約款および最終条件書のすべての条項に拘束され、了知しているものとみなされる。包括代理契約および約款の写しは包括代理人、登録機関および名義書換代理人（下記「6. 支払い」において定義する。）の指定営業所において閲覧が可能である。

本「債券の要項」において、本債券の所持人とは、本債券の名義人として登録されている者をいう。

1. 様式、券面種類、権原および通貨

本債券は記名式とし、額面金額は10,000トルコ・リラの1種とする。

本債券は大券様式の券面（以下「券面」という。）により表章される。決済のために複数の券面が必要な場合を除き、同一の所持人が有する本債券の額面金額の総額を表章する1枚の券面が当該所持人に対して発行される。各券面には連続した番号が付され、登録機関が管理する債券原簿に記録される。

IFC、包括代理人、登録機関および名義書換代理人は、支払いその他のすべての目的のために、本債券の登録所持人を（かかる債券の支払期日が経過したか否かに拘らず、かつ所有権、信託もしくはその持分に関する通知、その記載（もしくはそれを表章する券面の記載）、または過去の盗難もしくは紛失（もしくは関連する券面の盗難もしくは紛失）に関する通知に拘らず）その完全な所有者とみなし、そのように取扱うことができる。当該所持人に対する本債券に関するすべての支払いは有効とみなされ、かかる支払いが行われた金額を限度として、当該本債券に関するIFCの債務を有効に消滅させる。

本債券に対する権利は、包括代理契約の規定に従った債券原簿における登録またはその他の適用法令に従った方法により移転する。

2. 本債券の移転

本債券はその全部または一部を額面金額単位で移転することができるが、本「2. 本債券の移転」の第5段落目の記載に服する。かかる移転は、移転される本債券を表章する券面と、完全に記入し署名した当該券面の移転書式を引き渡すことにより、登録機関またはいずれかの名義書換代理人の指定営業所において行うことができる。1枚の券面により表章される当該本債券の一部のみを移転する場合、移転される一部に係る新券面が移転を受ける者に対して発行され、さらに、移転されない残りの部分に係る新券面が移転する者に対して発行されるものとする。すでに本債券の所持人である者に対して本債券を移転する場合は、移転を受ける者が既存の本債券に対する権利を表章する券面を引き渡した場合のみ、移転を受ける者の本債券に対するすべての持分を表章する新券面が移転を受ける者に対して発行される。

本債券は、無記名式債券と交換できない。

本「2. 本債券の移転」に基づいた移転に伴い発行された新券面は、無保険の郵便により、新券面の権利を有する所持人のリスクにおいて、移転を要請する所持人により関連する名義書換代理人もしくは登録機関（場合による）に対して交付された当該移転のための要請書において指定された住所宛

に郵送されるものとし、また、（住所の指定がない場合には）債券原簿に掲載されている住所宛に、または関連する名義書換代理人もしくは登録機関（場合による）の通常の手続に従って郵送されるものとする。ただし、当該所持人が別途要請し、指定するその他の配達手段および／または保険の費用を事前に関連する代理人に対して支払う場合は、この限りではない。

券面の移転の登録は、IFC、登録機関もしくは名義書換代理人によりまたはそれらを代理して無償で行われる。ただし、移転する者または所持人は、本債券を発行および交付するのに必要となる経費を負担し、それに関し課される公租公課等の支払い（あるいは、登録機関または関連ある名義書換代理人が要求する補償の提供）を行うものとする。

本債券は、(i) 当該本債券の元金、償還金額もしくは額面超過金（もしあれば）の支払期日直前の15日間、または(ii) その支払期日の15日前の日に終了する7日間（その日を含む。）には移転されない。

本債券の移転および債券原簿への登録は、登録機関の関連手続に従い行われる。関連手続の写しは、本債券の所持人が申し出ることにより登録機関から入手することができる。

3. 本債券の地位

本債券はIFCの直接、無条件、かつ無担保の一般債務であり、本債券相互の間において優先または劣後することなく、同順位であり、その他残存するすべてのIFCの無担保かつ非劣後の借入金債務と同順位である。

本債券は、国際復興開発銀行の債務でなく、またいかなる政府の債務でもない。

4. 本債券の利息

本債券には、利息を付さない。

5. 償還および買入れ

(a) 満期償還

償還期限までに償還または買入消却されていない限り、各本債券は、発行者により償還期限（2024年5月22日）に、額面金額でトルコ・リラにて償還される。償還期限が営業日でない場合には、翌営業日（かかる翌営業日が翌暦月に属する場合には、直前の営業日）を償還期限とする。

「営業日」とは、イスタンブール市において商業銀行および外国為替市場が支払の決済を行う日（土曜日および日曜日を除く。）をいう。

(b) 買入れ

IFCはいかなる時においても、公開市場その他において、本債券を買入れまたはその他の方法により取得することができる。IFCが買入れまたは取得した本債券は保有もしくは再売却することができ、また、IFCの裁量により、消却のため包括代理人に引渡すことができる。買入れが入札で行われる場合は本債券の所持人すべてに同等の機会を与えねばならない。

(c) 消却

IFCがまたはIFCのために買入れたすべての本債券は、当該本債券を表象する券面を登録機関に引渡すことにより、消却することができる。かかる場合、引渡された本債券は、IFCが償還したすべての本債券とともに、直ちに消却される。

消却のため引渡され、または消却済の本債券は、再発行または再売却を行うことはできず、IFCはかかる債券に関する債務から免責される。

6. 支 払 い

本債券の元金の支払いは、いずれかの名義書換代理人または登録機関の指定営業所において、券面の引渡しと引換えに、以下の方法によりなされる。

本債券の所持人が、券面の引渡し（もし必要な場合において）を遅滞し、または券面の引渡日に営業を行っている名義書換代理人に対し券面の引渡しをできなかった場合には、下記の関連営業日にかかる記載が適用されるものとし、本債券の所持人にはかかる遅延に対する利息その他の支払いは行われない。

すべての支払いは、いかなる場合も適用される金融その他の法令および指令に従う。当該支払いに関して、手数料または費用が本債券の所持人に請求されることはない。

IFC は当初、下記の銀行を包括代理人、登録機関および名義書換代理人として指名し、下記の住所をその指定営業所として指定する。

包括代理人兼登録機関兼名義書換代理人
Citibank, N.A. , London Branch
(シティバンク、エヌ・エイ ロンドン支店)
21st Floor, Citigroup Centre
Canada Square, Canary Wharf
London E14 5LB

IFC は、包括代理人、登録機関または名義書換代理人の指名を随時変更し、または取り消すことができ、代替の包括代理人または追加もしくはその他の登録機関もしくは名義書換代理人を指名することができる。ただし、IFC は常時、包括代理人ならびにニューヨーク市所在の登録機関兼名義書換代理人およびヨーロッパの都市（本債券がルクセンブルグ証券取引所に上場されている間はルクセンブルグ）に指定営業所を有する名義書換代理人を維持する。上記の変更および指定営業所の変更の通知は、下記「13. 通知」の規定に従って本債券の所持人に対して速やかになされる。

本債券に関する支払いが行われるべき日が、関連営業日ではない場合、当該日は、翌関連営業日まで、延期される。ただし、かかる翌関連営業日が翌暦月になる場合は、当該日は直前の関連営業日に繰り上げる。かかる支払いが行われるべき日の調整に関し、支払われるべき金額の調整は行われない。

「関連営業日」とは、支払呈示場所ならびに東京都、ロンドン市、ニューヨーク市およびイスタンブール市において銀行および外国為替市場が営業を行なっている日をいう。

本債券の元金の支払期日の到来時に、支払通貨であるトルコ・リラが、トルコ共和国政府によって公的もしくは私的債務の支払いに使用されなくなった場合、または当該国の公共機関によってもしくは国際的銀行間取引において取引の決済のために使用されなくなった場合、または IFC の制御できない状況の結果として IFC が利用できないと考えられる場合には、IFC はかかる支払いにかかる支払いの 2 営業日前の日のニューヨーク連邦準備銀行が公表するニューヨーク市における正午の米ドルによる当該通貨の電信為替買相場に基づいて、またはかかる相場が当該 2 営業日前の日に利用不能の場合もしくは公表されない場合は当該 2 営業日以前で計算代理人が利用可能な直近の相場に基づいて、米ドルでなすことによりかかる支払いに関する IFC の義務を履行することができる。かかる状況下で米ドルでなされた支払いは、有効な支払いとなり、本債券に関して債務不履行となることはない。本段落の適用において、営業日とは、ニューヨーク連邦準備銀行がニューヨーク市において業務を行っている日をいう。

7. 租 税

本債券は、一般に課税を免れるものではない。

国際金融公社協定上、IFC は、加盟国により本債券に関して課される税金について控除または支払いを行う義務を有しない。従って、本債券に係る元金に関する支払いは、かかる税金に関する控除なしに包括代理人に対してなされる。国際金融公社協定上、本債券に係る元金に関する支払いは、加盟国により (i) IFC が発行したことのみを理由として本債券に対して不利な差別を設ける租税、または

(ii) 本債券が発行され、支払われ、もしくは支払われるべき場所もしくは通貨または IFC が維持する事務所もしくは業務所の所在地を唯一の課税上の基準とする租税を課されることはない。

8. 時 効

IFC に対する本債券に関する支払請求権は、かかる支払いについての関連日より元本に関しては 10 年以内および利息に関しては 5 年以内にかかる請求がない場合は、時効が到来し、無効となる。本「債券の要項」において、「関連日」とは、その支払期日が最初に到来した日または（いずれかの金銭の支払いが不当に差し控えられ、または拒絶された場合）未払いの金額が全額支払われた日もしくは（それより早い場合）本「債券の要項」に従って本債券のさらなる呈示（もしくは関連する券面の引渡し）がなされたなら、支払いがなされる旨の通知が本債券の所持人に対してなされてから 7 日後の日（ただし、かかる支払いが呈示もしくは引渡時に実際になされたことを条件とする。）をいう。

9. 債 務 不 履 行

IFC が (i) 本債券の元金もしくは額面超過金（もしあれば）の支払いを怠り、または、(ii) 発行、債務引受または保証した総額 20,000,000 米ドルまたは他の通貨によるその同等額以上の有価証券、債券（本債券を除く。）もしくは類似の債務の元金、額面超過金（もしあれば）もしくは利息の支払いの履行を怠り、かかる不履行が 90 日継続した場合、本債券の所持人は、かかる不履行以後およびかかる不履行が継続している期間中いつでも、アメリカ合衆国コロンビア特別区ワシントンに所在する IFC の主たる事務所にて IFC に対し、その保有する本債券につき、期限の利益喪失を宣言することを選択した旨の書面による通知（かかる通知には債券番号および額面金額を記載する。）を交付するまたは交付させることができ、かかる通知が IFC に交付された後 30 日目に、当該本債券は、期限の利益を喪失し、期限前償還金額で支払われるものとする。ただし、それ以前に存在するすべての不履行が、かかる日までには治癒された場合はこの限りではない。

「期限前償還金額」とは、各本債券につき、償還期限における満期償還額である 10,000 トルコ・リラを年率 15.38231% で割り引いて得られる金額（年複利計算による。）（以下「割引額面金額」という。）を意味する。

本「9. 債務不履行」の項の記載に従い本債券の期限前償還金額の支払期日が到来したにも拘らずその支払いがなされないときは、支払うべき本債券の期限前償還金額は前段落のとおり割引額面金額とし、当該期日を関連日として扱うものとする。本項に従った割引額面金額の計算は、（判決以前および適用法令により許容される場合は判決以後ともに）関連日まで継続して行うものとするが、関連日が償還期限と同日またはその後となる場合には、支払うべき金額は本債券の償還期限における満期償還額および満期償還額に対し年 15.38231% の利率で付された利息とする。

割引額面金額の計算が 1 年に満たない期間について行われる場合には、以下に記載される日数計算に基づいて行われる。

上記の利息の計算が行われる場合には、各本債券の利息額は、その額面金額 10,000 トルコ・リラに上記の利率（年率）を乗じて得られた積の値に、下記の算式に基づき当該期間の日数を 360 で除して算出される商を乗ずることにより得られる積の値のトルコ・リラ額とする。ただし、得られた利息額の値は、0.01 トルコ・リラ未満を四捨五入の上、0.01 トルコ・リラの位まで求められる。

$$\text{日数計算} = \frac{[360 \times (Y_2 - Y_1)] + [30 \times (M_2 - M_1)] + (D_2 - D_1)}{360}$$

上記の算式において、

「Y₁」とは、当該期間の初日が属する年を数字で表したものをいう。

「Y₂」とは、当該期間に含まれる最終日の翌日が属する年を数字で表したものをいう。

「M₁」とは、当該期間の初日が属する暦月を数字で表したものをいう。

「M₂」とは、当該期間に含まれる最終日の翌日が属する暦月を数字で表したものをいう。

「D₁」とは、当該期間の初日にあたる暦日を数字で表したものをいう。ただし、かかる数字が31の場合、D₁は30になる。

「D₂」とは、当該期間に含まれる最終日の翌日にあたる暦日を数字で表したものをいう。ただし、かかる数字が31であり、D₁が29より大きい数字の場合、D₂は30になる。

本「9. 債務不履行」の目的上、米ドル以外の通貨により表示される支払債務は、その支払いについて不履行がなされた日においてロンドン市所在の主要商業銀行が提示する当該通貨買い米ドル売りの直物外国為替相場により（または、何らかの理由により当日にかかる相場が得られない場合は、その後かかる相場が得られる最初の日にかかる相場により、または IFC と協議の上、包括代理人が定めるところに従って）米ドルに換算されるものとする。

10. 債権者集会および修正

包括代理契約は、特別決議（包括代理契約に定義される。）による「債券の要項」の修正の承認を含め、本債券の所持人の利益に影響を与える事項を検討するための債権者集会を開催するための規定を有する。かかる集会は、その時点で未償還の本債券の元本総額の10パーセント以上を保有する本債券の所持人により招集されうる。特別決議のために開催される集会の必要定足数は、その時点で未償還の本債券の元本総額の過半を保有または代表する者2名以上、また延期集会においては、保有または代表する本債券の元本金額に拘らず、本債券の所持人もしくはかかる所持人を代表する者2名以上とする。ただし、かかる集会における議案に、特に (i) 本債券の満期日もしくは償還日の変更、(ii) 本債券の元本または額面超過金の減額もしくは無効化、(iii) 償還金額の減額、(iv) 償還金額の計算方法もしくは計算ベース（割引額面金額の計算方法を含む。）の変更、(v) 本債券の支払通貨もしくは券面種類の変更、(vi) 特別定足数の規定が適用される特別決議による承認後のみ取りうる規定された措置をとること、または (vii) 債権者集会の定足数もしくは特別決議の可決に必要な議決権の数に関する規定の修正が含まれている場合は、この限りではない。かかる場合の必要定足数は、その時点で未償還の本債券の元本総額の75パーセント以上、または延期集会においては25パーセント以上を保有もしくは代表する者2名以上とする。適式に可決された特別決議は、（かかる特別決議が可決された集会に出席していたか否かに拘らず）本債券の所持人を拘束する。

IFC は、本債券の所持人の権利に重大な害を及ぼすとは合理的に予想しえない場合に限り、包括代理契約の修正、包括代理契約の過去の違反もしくは今後の違反の追及の放棄もしくは承認または包括代理契約の不遵守を認める。

11. 代り債券

紛失、盗失、汚損、破損または破棄した券面は、適用法令ならびにルクセンブルグ証券取引所および関連決済機関の諸規則に従って、登録機関または IFC によりそのためにその時々指定されるその他の名義書換代理人（かつ、その指定の通知は、本債券の所持人に対してなされる。）の指定営業所で、請求者がその手数料および費用を支払った場合、証拠、担保および補償の条件（かかる条件は、主張される紛失、盗失、汚損、破損または破棄された券面がその後支払いのために呈示された場合に、IFC がかかる券面に関して支払う金額を請求次第 IFC に支払う旨を含んで規定される。）ならびに IFC が要求する条件の下で、交換される。汚損もしくは破損した券面は、代替券面が発行される前に引渡されねばならない。

12. 追加発行

IFC は、随時、本債券の所持人の同意なしに、本債券とすべての点（または、発行日以外すべての点）で同一の要項を有し、いずれかのシリーズの残存する債券（本債券を含む。）と併合されて単一のシリーズを構成することとなる追加債券、または IFC が発行の際に決定する条件による追加債券を創設し発行することができる。「債券の要項」中で本債券という場合には、（文脈上、別段の要求がある場合を除き）本「12. 追加発行」に基づき発行され、本債券と単一のシリーズを構成するその他の債券が含まれる。

13. 通 知

本債券の所持人に対する通知は、債券原簿に記載の各住所宛に郵送される。本債券の所持人に対する通知は、発送から4日目の日（平日のみ含み、土曜日および日曜日を除く。）になされたものとみなされる。

本債券の所持人による通知は、書面により、関連する券面とともに包括代理人に預けることによりなされる。

14. 1999年契約（第三者の権利）法

何人も、1999年契約（第三者の権利）法に基づいては本債券のいずれの要項についても執行する権利を有していない。

15. 準拠法および管轄権

- (イ) 本債券は英国法に準拠し、これに基づき解釈される。
- (ロ) 本債券より生じた、または本債券に関連する英国裁判所における訴訟その他の法的手続（以下「手続」という。）に関し、IFCは、同裁判所の非専属的管轄権に取消不能の形で服する。
- (ハ) IFCは、英国における手続に関して、IFCに代わり、訴状送達を受ける英国における代理人として、英国ロンドン市 SW1P 4QP ミルバンク 21-24、ミルバンク・タワー12階に所在するIFCの事務所を取消不能の形で指名する。IFCが英国に事務所を置かなくなった場合、または何らかの理由によりかかる訴状送達代理人が上述のIFCの代理人として行為できなくなったか、もしくはロンドン市に所在しなくなった場合、IFCは代替の代理人を指名し、直ちにかかる代替の代理人の指名を上記「13. 通知」に従って本債券の所持人に対して通知することに取消不能の形で合意する。上記の規定は、法が許容する他の方法で送達を行う権利には何ら影響しない。

包括様式の本債券に関する条項の概要

本債券は、当初は1枚または複数の記名式かつ大券様式の券面（以下「包括券面」という。）で表章され、発行日にユーロクリア・バンク・エスエー/エヌブイおよびクリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニムの共通預託機関であるシティバンク、エヌ・エイ ロンドン支店（以下本「包括様式の本債券に関する条項の概要」において「カスタディアン」という。）に預託され、ユーロクリア・バンク・エスエー/エヌブイおよびクリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニムの名義人の名義で登録される。

本債券の実質的所有者名義の券面が発行されるのは、下記に述べる場合に限られる。実質的所有者の請求により、その有する本債券にかかる券面を発行する場合の費用は、当該実質的所有者が負担する。

包括券面上の権利は、実質的所有者名義の券面により表象される本債券に交換することができる。ただし、かかる交換は、適用法令により許容され、かつ(i) 包括券面の清算および決済を行う決済機関が継続して14日間（法律その他の理由による休日の場合を除く。）営業しないか、永久に業務を停止する意図を発表するか、もしくは実際に永久に業務を停止した場合、または(ii) 本債券の元金が支払期日に支払われず、本債券の所持人が交換する旨の選択を包括代理人に通知した場合に限られる。これらの場合、IFCは実務上可能な限り速やかに（かつ、かかる事情が発生してから45日以内に）必要な券面を作成して登録機関に送付し、登録機関に有効な券面を作成させうて関連する本債券の所持人に交付させる。包括券面上の権利を有する者は、IFCおよび登録機関が券面を作成するために必要な指示その他の情報を含む指図書登録機関に提出しなければならない。本債券は無記名式債券と交換できない。

集 会 包括券面により表象された本債券の所持人は、債権者集会の定足数要件の目的上（ただし、かかる包括券面が1枚の本債券のみを表章している場合を除く。）2人として取り扱われる。当該集会においては、本債券の所持人は、かかる所持人が有する本債券（包括債券により表象されているか否かを問わない。）を構成する最小額面金額各々につき1議決権を有する。

課税上の取扱い

日本国の租税

(a) はじめに

日本国の租税に関する以下の記載は、2019年4月5日現在施行されている日本国の所得に係る租税に関する法令（以下「日本の税法」という。）に基づくものである。

下記 (b) では、日本国の居住者である個人の本債券に関する課税上の取扱いの概略について、また下記 (c) では、内国法人についての本債券に関する課税上の取扱いの概略について、それぞれ述べる。ただし、今後の日本の税法の改正等により下記内容に変更が生じる可能性があること、また、以下の記載の内容は、あくまでも一般的な課税上の取扱いについて述べるものであって、すべての課税上の取扱いを網羅的に述べるものではなく、かつ、例外規定の適用によって記載されている内容とは異なる取扱いがなされる場合もあることに留意されたい。本債券に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本債券に投資することによるリスクや本債券に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談する必要がある。

(b) 日本国の居住者である個人

日本国の居住者である個人が本債券を譲渡した場合の譲渡損益は、譲渡所得等として、20.315%（15%の所得税、復興特別所得税（所得税額の2.1%）および5%の地方税の合計）の申告分離課税の対象となる。

償還金の額の25%相当額には、それが国内における支払いの取扱者を通じて支払われる場合には、日本の税法上20.315%（15%の所得税、復興特別所得税（所得税額の2.1%）および5%の地方税の合計）の源泉徴収税が課される。日本国の居住者である個人が本債券の元本の償還により交付を受ける金額に係る償還差損益は、譲渡所得等とみなされ、20.315%（15%の所得税、復興特別所得税（所得税額の2.1%）および5%の地方税の合計）の申告分離課税の対象となり、上記で述べた支払いの取扱者を通じて元本の償還による償還金の交付を受ける際に源泉徴収されるべき所得税額がある場合には、申告納付すべき所得税の額から控除される。

申告分離課税の対象となる、本債券の譲渡損益、および償還差損益については、一定の条件および限度で、他の上場株式等（特定公社債を含む。）の利子所得、配当所得、および譲渡所得等との間で損益通算を行うことができ、かかる損益通算においてなお控除しきれない部分の上場株式等の譲渡損失（償還差損を含む。）については、一定の条件および限度で、翌年以後3年間にわたって、上場株式等（特定公社債を含む。）に係る利子所得、配当所得および譲渡所得等からの繰越控除を行うことができる。

なお、本債券は、金融商品取引業者等に開設された特定口座において取り扱うことができるが、その場合には、上記と異なる手続および取扱いとなる点があるため、注意されたい。

(c) 内国法人

内国法人が本債券を譲渡した場合には、その譲渡による譲渡益は益金の額として、譲渡損は損金の額として、法人税および地方税の課税所得の計算に算入される。

内国法人が本債券の償還を受けた場合には、償還差益は益金の額として、償還差損は損金の額として、法人税および地方税の課税所得の計算に算入される。また、公益社団法人または公益財団法人以外の一般社団法人または一般財団法人である内国法人が支払いを受けるべき償還金の額の25%相当額には、それが国内における支払いの取扱者を通じて支払われる場合には、日本の税法上15.315%

(15%の所得税および復興特別所得税(所得税額の2.1%)の合計)の源泉徴収税が課されるが、当該内国法人は当該源泉徴収税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。

そ の 他

日本国金融商品取引法(昭和23年法律第25号)に基づく本債券の売出しの届出の必要はない。

国際金融公社の要約情報

下記の情報は、情報説明書中の情報からの抜粋の翻訳である。投資家は、IFCの活動および財政に関する包括的理解のためにこの抜粋部分に依拠すべきではない。これらの事項を完全に理解するには、投資家は、情報説明書全体を精査すべきである。

(別段の表示がない限り、2018年6月30日現在)

IFCは民間部門の発展を促進して開発途上加盟国の更なる経済的成長を促すために1956年に設立された国際機関である。IFCは世界銀行グループのメンバーであるが、国際復興開発銀行（以下「世界銀行」という。）、国際開発協会（以下「IDA」という。）、多数国間投資保証機関（以下「MIGA」という。）および投資紛争解決国際センター（以下「ICSID」という。）とは別個の独立した法人であり、独自の国際金融公社協定、株式資本、財務構造、経営陣および職員を有する。IFCへの加盟は世界銀行の加盟国に限られている。IFCの債務は世界銀行またはいかなる政府の債務でもなく、また世界銀行またはいかなる政府によっても保証されない。

IFCは主に、IFCの加盟国である開発途上国の民間部門に資金および財務サービスを提供している経験豊富な国際機関である。IFCは多国的な開発銀行と民間金融機関をあわせた特徴を有している。2018年6月30日現在、IFCの総株式資本は184カ国の加盟国により保有されている。2018年6月30日現在、経済協力開発機構（OECD）の加盟国がIFCの議決権の65.51%を保有している。IFCの184カ国の株主のうち上位5大株主は、アメリカ合衆国（総議決権の20.99%）、日本（6.01%）、ドイツ（4.77%）、英国（4.48%）およびフランス（4.48%）である。概して、IFCは、融資については市場金利を課しており、エクイティ投資および負債証券への投資については市場収益を追求している。他の多くの国際機関と異なり、IFCは融資の際にその国の政府の保証を受けない。IFCの財務体質の強さは主に、投資ポートフォリオの質、多額の払込資本金および利益剰余金、債務の対自己資本比率の低さ、流動資産ポートフォリオの規模、多様な収益源および収益性によるものである。

IFCの連結財務諸表作成基準 IFCの会計および報告方針は米国で一般に公正妥当と認められている会計原則（以下「GAAP」という。）に沿っている。

投資商品 2018年6月30日現在、IFCの融資、エクイティ投資、負債証券投資などの投資ポートフォリオの実行済み残高（以下「実行済み投資ポートフォリオ」という。）は417億米ドルであった。内訳は融資が60.3%、エクイティ投資が26.3%、負債証券投資が13.4%である。実行済み投資ポートフォリオは国、地域、産業、セクター、プロジェクトの種類により様々に分かれている。IFCは通常、自己勘定による融資をプロジェクトコストの25%までにとどめているため、与信リスクは他の民間セクターの投資家と分け合っている。IFCの投資ポートフォリオは、理事会が承認した種々の重要な財務上の指針に服する。

流動資産 2018年6月30日現在、IFCの流動資産ポートフォリオの公正価値の残高（関連する金融派生商品および証券貸借取引控除後）は、2017年6月30日現在の392億米ドルから389億米ドルへと減少した。この流動資産残高とIBRDからの借入金の引出未済分の合計は、IFCの未実行融資案件および合意済み投資案件の総額を十分賄える金額となる。IFCの総流動性方針は、将来3年間にわたって必要と見込まれる現金の少なくとも45%をカバーするための最低水準の流動性および世界銀行からの未引出借入枠を維持することとしている。IFCでは流動資産ポートフォリオを政府、政府機関、国際機関、優良企業等が発行または無条件保証している高格付けの利付証券に投資しており、それらの投資対象には資産担保証券（ABS）や不動産担保証券（MBS）、定期預金、その他の銀行・金融機関の無条件の支払義務のある証券も含んでいる。多方面への分散により、好ましいリスク・リターンを確保している。IFCではこれらの投資に伴う市場リスクを、通貨スワップ、金利スワップおよび金融先物を中心としたデリバティブ商品など、各種のヘッジ技術を通じて管理している。

借入金 IFCは融資、エクイティ投資、負債証券投資の資金のほぼ全額を国際資本市場で発行する負債証券によって調達しており、IBRDにわずかな借入窓口を有している。IFCは借入れの通貨、国、資金源、返済期間などを多様化することによって、柔軟性とコスト効率を確保している。2018年6月30日現在、IFCの借入残高は、公正価値による調整後で総額531億米ドルである。さらに、IFCは市場からの借入を変動金利の米ドル債務に変換するべく、かなりの金額の通貨スワップおよび金利スワップ取引を行っている。

事業リスク管理 持続性のある民間セクター的開発業務を遂行していくうえで IFC は様々なリスクを負っている。これらのリスクを積極的に管理していくことは、IFC が財務上の安定を維持し、開発におけるインパクトを実現する上で重要である。

IFC の事業リスク管理フレームワーク (ERM) は、IFC の事業活動から生じる財務的影響および風評による影響の適切な管理を可能にすることを目的としている。これに関連して、IFC のリスク管理への取組みは、IFC の業績とその戦略的方向性を合致させることを促進することを特に目的としている。IFC が 14 年度に採用した ERM フレームワークは広く業界標準に準拠しており、以下の各項目を明確化することでリスクに対する IFC の対応策に根拠を与えることを目的としている。即ち、IFC の中核リスク管理原則、共同でリスクの異なる側面を管理する責任を負う異なる部署間でリスク管理に向けた努力が共同かつ連動してなされることを確保するための組織横断型の共通リスク分類、組織内の各部署が全体的なリスク管理にそれぞれどのように貢献するかを明確化するためのリスク管理における役割および責任の共通分類、ならびに積極的なリスク管理の実践のために必要な仕組み、手続および方法である。

資本合計 2018 年 6 月 30 日現在、IFC の資本合計は 261 億米ドルであった。資本合計のうち 233 億米ドルが利益剰余金で、そのうち 2 億米ドルについては特定の用途に特定されている。IFC が報告する適正資本とは、「展開可能戦略的資本」である。展開可能戦略的資本は、IFC の理事会承認済みのリスクに基づく経済的資本に基づく。利用可能財源合計（払込済み資本、指定済み利益剰余金を除く利益剰余金および一般・特定の貸倒引当金を控除したものと定義される。）に対する展開可能戦略的資本の割合は、2018 年 6 月 30 日現在、8.7%となっている。協定では、IFC に IBRD からの借入残高がある限り、負債（借入残高と保証残高の合計）対自己資本（応募済み資本金と利益剰余金の合計）の比率で測定した IFC のレバレッジは 4.0 対 1 を超えてはならないことになっている。2018 年 6 月 30 日現在、この比率は 2.5 対 1 であった。

上記の情報は、情報説明書中に記載の

追加情報ならびに連結財務諸表および注記により補足され、条件付けされる。

主な財務データ

下記の表は過去5年間の抜粋財務データを表わしている。(別段の記載のない限り、金額単位はすべて百万米ドルである。)

6月30日現在および6月30日終了年度	2018	2017	2016	2015	2014
連結損益計算書抜粋：					
貸出金および保証による収益（貸出金および関連デリバティブからの実現損益を含む）	\$ 1,377	\$ 1,298	\$ 1,126	\$ 1,123	\$ 1,065
貸出金、保証、経過利息およびその他債権による損失引当金繰入	(90)	(86)	(359)	(171)	(88)
持分投資および関連デリバティブによる収益	853	707	518	427	1,289
負債証券による収益（負債証券および関連デリバティブからの実現損益を含む）	363	282	129	132	89
流動資産トレーディングによる収益	771	917	504	467	599
借入費用	(1,041)	(712)	(409)	(258)	(196)
その他収益	578	528	501	505	461
その他費用	(1,662)	(1,617)	(1,464)	(1,423)	(1,418)
非トレーディング活動に関する外貨取引収益（損失）	123	(188)	(46)	53	(19)
公正価値で計上される非トレーディング金融商品の未実現利益（損失）純額およびIDA 拠出金控除前利益	1,272	1,129	500	855	1,782
公正価値で計上される非トレーディング金融商品の未実現利益（損失）純額	88	394	(204)	(106)	(43)
IDA 拠出金控除前利益	1,360	1,523	296	749	1,739
IDA 拠出金	(80)	(101)	(330)	(340)	(251)
純利益（損失）	1,280	1,422	(34)	409	1,488
前項より減算：非支配持分に帰属する純（利益）損失	-	(4)	1	36	(5)
IFC に帰属する純利益（損失）	\$ 1,280	\$ 1,418	\$ (33)	\$ 445	\$ 1,483
連結貸借対照表抜粋：					
資産合計	\$ 94,272	\$ 92,254	\$ 90,434	\$ 87,548	\$ 84,130
流動資産（関連デリバティブ控除後）	38,936	39,192	41,373	39,475	33,738
投資	42,264	40,519	37,356	37,578	38,176
実行済み借入金残高（公正価値調整を含む）	53,095	54,103	55,142	51,265	49,481
資本合計	\$ 26,136	\$ 25,053	\$ 22,766	\$ 24,426	\$ 23,990
内訳：					
未指定利益剰余金	\$ 23,116	\$ 21,901	\$ 20,475	\$ 20,457	\$ 20,002
指定利益剰余金	190	125	133	184	194
資本金	2,566	2,566	2,566	2,566	2,502
累積その他包括利益（損失）（AOCI）	264	458	(431)	1,197	1,239
非支配持分	-	3	23	22	53
財務比率：^(a)					
平均資産利益率（GAAP 基準） ^(b)	1.4%	1.6%	0.0%	0.5%	1.8%
平均資産利益率（非 GAAP 基準） ^(c)	1.4%	1.3%	0.5%	1.3%	1.8%
平均資本利益率（GAAP 基準） ^(d)	5.0%	5.9%	(0.1)%	1.8%	6.4%
平均資本利益率（非 GAAP 基準） ^(e)	5.1%	4.9%	1.8%	4.6%	6.5%
総流動性比率 ^(f)	100%	82%	85%	81%	78%
外部調達資金の流動性レベル ^(g)	該当なし	該当なし	504%	494%	359%
対資本負債比率 ^(h)	2.5:1	2.7:1	2.8:1	2.6:1	2.7:1
実行済み貸出金ポートフォリオ総額に対する貸	5.1%	6.1%	7.4%	7.5%	6.9%

倒引当金総額の比率⁽ⁱ⁾.....

資本測定：

必要総資源（単位：10 億ドル） ^(j)	20.1	19.4	19.2	19.2	18.0
利用可能総資源（単位：10 億ドル） ^(k)	24.7	23.6	22.5	22.6	21.6
戦略的資本 ^(l)	4.6	4.2	3.3	3.4	3.6
展開可能戦略的資本 ^(m)	2.2	1.8	1.0	1.1	1.4
利用可能総資源に対する展開可能戦略的資本の 比率.....	9%	8%	4%	5%	7%

- (a) 特定の財務比率については、以下に記載するとおり、投資その他非トレーディング金融商品の未実現利益および損失、AOCI ならびに連結変動持分事業体（VIEs）からの影響を排除して計算している。
- (b) 当年度末と前年度末の総資産の平均に対する当年度の純利益の割合。
- (c) 平均資産利益率は、純利益（公正価値で計上される投資からの未実現損益、連結 VIEs からの利益および非トレーディング投資に基づく純損益を除く。）の、実行済貸付および持分投資（準備金控除後純額）、流動性資産（買戻条件付購入契約控除後）ならびにその他の資産の当年度および前年度の平均の合計に対する割合と定義される。
- (d) 当年度末と前年度末の資本合計（資本金の払込未済額を除く。）の平均に対する当年度の純利益の割合。
- (e) 平均資本利益率は、純利益（公正価値で計上される投資からの未実現損益、連結 VIEs からの利益および非トレーディング金融投資に基づく純損益を除く。）の、当年度および前年度の平均の払込済株式資本および利益剰余金（一定の未実現損益控除前、支出前の累積的指定分を除く。）に対する割合と定義される。
- (f) 総流動性方針によれば、IFC は常に将来 3 年間にわたって必要と見込まれる現金の少なくとも 45% をカバーするための最低水準の流動性および世界銀行からの未引出借入枠を維持することとされている。
- (g) この比率は IFC にとって重要な比率ではなくなったため、17 年度末に廃止された。
- (h) レバレッジ（対資本負債）比率とは、借入残高および契約済み保証の合計額と、払込資本および利益剰余金（特定の目的のために指定された利益剰余金および一定の未実現損益控除後）の合計額に対するこの比率として定義されている。
- (i) 実行済み貸出金ポートフォリオ総額に対する貸倒引当金総額の比率とは、実行済み貸出金総額に対する貸倒引当金の割合をいう。
- (j) 必要総資源（TRR）は、IFC のポートフォリオにおける予想損失および予想外損失をカバーするのに必要な最低資本であり、IFC のトリプル A 格付を維持するために調整されている。TRR は、IFC の異なる資産に係る必要経済資本の合計であり、契約済みポートフォリオの絶対規模、商品構成（持分、貸出金、短期金融および財務ポートフォリオ資産）、ならびにオペレーショナルリスクおよびその他のリスクによって決定される。
- (k) 利用可能総資源（TRA）は公社の総資本であり、(i) 払込資本金、(ii) 特定目的のために指定された利益剰余金および一部の未実現損益を除く利益剰余金、(iii) 総貸倒引当金で構成される。TRA は利益剰余金（利益から配当を差し引く）および引当金の増加に基づいて増加する。
- (l) 利用可能総資源から必要総資源を減じた額。
- (m) 利用可能総資源の 90% から必要総資源を減じた額。

IFCの財務構造

2018年6月30日現在、総資産は、943億米ドル（2017年6月30日現在、923億米ドル）であり、それには、流動資産（関連デリバティブ控除後）389億米ドル（2017年6月30日現在、392億米ドル）、投資ポートフォリオ（公正価値その他の調整を含み、貸倒引当金を控除後）423億米ドル（2017年6月30日現在、405億米ドル）が含まれる。総資産には更に、公正価値で28億米ドル（2017年6月30日現在、26億米ドル）のデリバティブ資産が含まれている。

2018年6月30日現在および6月30日終了年度 マネージメント・ディスカッション エグゼクティブ・サマリー

全体像

IFCは開発途上国の民間部門に重点的に取り組む最大の国際開発機関である。IFCは1956年に設立され、その方針を集団で決定する184の加盟国により所有されている。IFCは世界銀行グループ¹のメンバーであるが、世界銀行、IDA、MIGAおよびICSIDとは別個の独立した法人であり、独自の設立協定、株式資本、財務構造、経営陣および職員を有する。IFCへの加盟は世界銀行の加盟国に限られている。

世界銀行グループの任務は下記の2つの目標により明確に定められている。

- ・ 一日1.90米ドル未満で生活する人々の割合を2030年までに全世界でわずか3%まで減少させることにより極度の貧困を根絶する
- ・ 各開発途上国の人口の40%の最貧層の収入の増加を促すことにより持続可能な形で繁栄の共有を促進する

ビジネスモデル

IFCは、民間部門投資に融資し、国際金融市場において資本を動員し、企業および政府に助言サービスを提供することにより、発展途上国の持続可能な成長を支援している。IFCの主たる投資商品は、貸付および持分投資であり、これらよりは少ないが、負債証券および保証ポートフォリオも有している。IFCはまた、種々の手法を通じて他の投資家や貸手から調達した追加的資金を積極的かつ直接的に動員する役割を果たしている。かかる手法は、主として、貸付参加、並行貸付、貸付債権の売却、中核資金動員の基準を満たす、非IFC部分のストラクチャード・ファイナンス取引、IFCの主導による、非IFC部分のコミットメントおよびIFCの完全子会社であるIFC Asset Management Company LLC（AMC）が管理する資金における非IFC投資運用部分のコミットメント（中核資金動員と総称される。）で構成される。他の多くの開発機関と異なり、IFCはそのエクスポージャーに対し、受け入れ国政府の保証を受けない。IFCは、世界銀行からの小口の借入枠を維持する一方で、その貸付業務のための事実上すべての資金を国際資本市場で負債証券を発行することにより調達している。持分投資は、資本（または自己資本）から資金提供される。

IFCの資本基盤、その資産および負債は、持分投資を除き、主として米ドル建てで表示されているか、または米ドル建にスワップされているが、米ドル以外の通貨建ての債務発行が増加しており、その手取金は同一通貨建てで投資されている。一般的にIFCは、各種通貨建ての資産の通貨および金利基盤を、同じ特徴を有する負債と細部まで一致させることにより、貸付および流動資産から生じる為替リスクおよび金利リスクを最小限に抑えるよう努めている。IFCは通常、非持分投資および一定の貸付

¹ 世界銀行グループのその他の機関は国際復興開発銀行（以下「IBRD」または「世界銀行」という。）、国際開発協会（以下「IDA」という。）、多数国間投資保証機関（以下「MIGA」という。）および投資紛争解決国際センター（以下「ICSID」という。）である。

に関連した通貨および金利の残余リスクを通貨スワップおよび金利スワップならびにその他のデリバティブ商品を用いて管理している。

マネージメント・ディスカッションには、「予期する」、「信じる」、「期待する」、「意図する」、「計画する」等の用語や、類似の意味を有する用語により特定される見通しに関する表現が含まれる。かかる表現は、現在の予測に基づく数多くの仮定および見積を含んでおり、IFC が制御することのできないリスクおよび不確実性を伴っている。従って、将来の実際の業績は、現在予想しているものと大幅に異なる可能性がある。

IFC の連結財務諸表作成基準

IFC の会計報告方針は、米国で一般に公正妥当と認められる会計原則（GAAP）に準拠している。

経営陣は利益剰余金の指定に用いる基礎として、特定目的指定の対象となる利益（配分可能利益）（非 GAAP 測定指標）を用いている。一般的に配分可能利益は、純利益から持分投資に係る未実現純損益および公正価値で評価される非トレーディング金融商品に係る未実現純損益を控除した金額、AMC を除く連結法人からの利益、ならびに過年度の指定に関して純利益に計上された費用から構成される。

財務状態概要

毎年度、IFC の純利益は、業績の変動をもたらしうる多数の要素に影響される。

近年において、新興経済国の株式市場は世界的に不安定となっているが、18 年度における経営環境は、第 4 四半期（18 年度第 4 四半期）において悪化したものの、全体的に改善された。IFC が投資した主要な通貨は、18 年度の相当な期間を通して IFC の報告通貨である米ドルに対して比較的安定していたが、18 年度第 4 四半期においてその多くが大幅に値下がりした。18 年度において商品全般の価格は上昇したが、部門別では様々な結果となった。

市場のボラティリティは、特定のプロジェクトの展開と共に、IFC の投資に関する評価および財務成績全般に影響を及ぼす。18 年度において、IFC は、主として減損の減少による持分投資および関連デリバティブからの収益の増加（17 年度比）を計上した。また、IFC は、金利の上昇に起因する貸出金および保証による収益の増加ならびに平均残高の増加に起因する負債証券による収益の増加を計上した。17 年度の貸出金による収益は、貸出金の期限前完済に伴う受取利息の一括計上によりプラスの影響を受けた。しかしながら、IFC は、金利の上昇による借入費用の増加および流動資産トレーディング活動による収益の減少も計上した。18 年度において、特定の貸倒引当金は特定のプロジェクトの展開により大幅に減少したが、一般貸倒引当金の増加により相殺された。かかる一般貸倒引当金の増加は、17 年度には新しいリスク格付システムの実施による 156 百万米ドルの一括戻入が含まれていたことによる。

IFC が 18 年度において計上した公正価値で評価される非トレーディング金融商品に係る未実現純損益、IDA 拠出金および非支配持分に帰属する純損益控除前の利益は 1,272 百万米ドルで、17 年度（1,129 百万米ドル）および 16 年度（500 百万米ドル）に比べてそれぞれ 143 百万米ドルおよび 772 百万米ドル高かった。

特定目的指定の対象となる利益（非 GAAP 測定指標）²は、17 年度の 1,233 百万米ドル、16 年度の 770 百万米ドルに対し、18 年度は 1,318 百万米ドルであった。

計上された純利益の特定目的指定の対象となる利益への調整（単位：百万米ドル）

	18 年度	17 年度	16 年度
IFC に帰属する純利益（損失）	\$ 1,280	\$ 1,418	\$ (33)
前項に加算：非支配持分に帰属する純利益（損失）	-	4	(1)
純利益（損失）	\$ 1,280	\$ 1,422	\$ (34)
純利益を特定目的指定の対象となる利益に一致させるための調整			
借入に係る未実現損失（利益）	93	(74)	(62)
IDA 拠出金	80	101	330
過年度の指定による助言サービス費用	60	64	57
投資に係る未実現（利益）損失	(198)	(287)	470
その他	3	7	9
特定目的指定の対象となる利益	\$ 1,318	\$ 1,233	\$ 770

² 一般に、特定目的指定の対象となる利益は、純利益（投資に係る未実現損益およびその他の非トレーディング金融商品に係る未実現損益を除く。）、連結した VIE からの利益、ならびに過年度の指定に関して純利益に計上された費用から構成される。

国際金融公社

連結貸借対照表

2018年6月30日および2017年6月30日現在

(単位：百万米ドル)

	<u>2018年</u>	<u>2017年</u>
資 産		
現金および銀行預金	\$ 1,249	\$ 1,107
定期預金	13,156	13,576
売買目的有価証券	28,909	30,188
売戻条件付購入有価証券および差入担保金	1,989	932
投資		
貸付金		
(\$927 - 2018年6月30日、\$970 - 2017年6月30日 (公正価値) ;		
\$1,293 - 2018年6月30日、\$1,483 - 2017年6月30日 (貸倒引当金控除後金額)		
.....	23,609	22,520
持分投資		
(\$10,322 - 2018年6月30日、\$10,279 - 2017年6月30日 (公正価値))		
.....	13,032	13,488
負債証券	5,623	4,511
投資合計	<u>42,264</u>	<u>40,519</u>
デリバティブ資産	2,809	2,647
債権およびその他資産	3,896	3,285
資産合計	<u>\$ 94,272</u>	<u>\$ 92,254</u>
負債および資本		
負 債		
買戻条件付売却有価証券		
および受入現金担保	\$ 6,364	\$ 5,401
借入金残高		
市場その他からの調達 (償却原価)	2,874	3,025
市場からの調達 (公正価値)	49,414	49,927
国際開発協会からの調達 (公正価値)	807	955
世界銀行からの調達 (償却原価)	-	196
借入金合計	<u>53,095</u>	<u>54,103</u>
デリバティブ債務	4,289	3,381
未払債務その他の負債	4,388	4,316
負債合計	<u>68,136</u>	<u>67,201</u>
資 本		
授權資本 額面1,000米ドルの株式		
2,580,000株 - 2018年6月30日および		
2017年6月30日		
応募済・払込済資本	2,566	2,566
その他包括利益累積	264	458
利益剰余金	23,306	22,026
IFC 資本合計	26,136	25,050
非支配持分	-	3
資本合計	<u>26,136</u>	<u>25,053</u>
負債および資本合計	<u>\$ 94,272</u>	<u>\$ 92,254</u>

国際金融公社
連結損益計算書
2018年6月30日に終了した3会計年度

(単位：百万米ドル)

	6月30日終了年度		
	2018年	2017年	2016年
投資収益			
貸付および保証による収益（貸出金および 関連デリバティブからの実現損益を含む）………	\$ 1,377	\$ 1,298	\$ 1,126
貸出金、保証、経過利息およびその他債権による 損失引当金繰入………	(90)	(86)	(359)
持分投資および関連デリバティブによる収益………	853	707	518
負債証券による収益（負債証券および 関連デリバティブからの実現損益を含む）………	363	282	129
投資収益合計 ………	2,503	2,201	1,414
流動資産トレーディングによる収益………	771	917	504
借入費用………	(1,041)	(712)	(409)
借入費用控除後投資・流動資産トレーディング 収益 ………	2,233	2,406	1,509
その他収益			
助言サービス収益………	305	277	266
サービス・フィー………	102	82	117
その他………	171	169	118
その他収益合計 ………	578	528	501
その他費用			
管理費………	(1,029)	(962)	(933)
助言サービス費用………	(354)	(327)	(308)
年金その他退職金制度からの費用………	(244)	(293)	(185)
その他………	(35)	(35)	(38)
その他費用合計 ………	(1,662)	(1,617)	(1,464)
非トレーディング活動に関する外貨取引収益（損失）	123	(188)	(46)
公正価値で評価される非トレーディング 金融商品に係る未実現純損益、 IDA 拠出金および非支配持分に帰属する 純利益（損失）控除前利益 ………	1,272	1,129	500
公正価値で評価される非トレーディング 金融商品に係る未実現純損益………	88	394	(204)
IDA 拠出金控除前利益 ………	1,360	1,523	296
IDA 拠出金………	(80)	(101)	(330)
純利益（損失） ………	1,280	1,422	(34)
非支配持分に帰属する純損失（利益）控除額………	-	(4)	1
IFC に帰属する純利益（損失） ………	\$ 1,280	\$ 1,418	\$ (33)

国際金融公社 連結包括損益計算書

2018年6月30日に終了した3会計年度

(単位：百万米ドル)

	2018年	2017年	2016年
IFCに帰属する純利益（損失）	\$ 1,280	\$ 1,418	\$ (33)
その他の包括利益（損失）			
負債証券未実現利益（損失）			
当期発生の売却可能負債証券未実現利益（損失）純額	(236)	249	(77)
純利益に含まれる実現利益の再区分調整（負債証券による 収益ならびに負債証券および関連デリバティブからの実現 損益）	(49)	(170)	(35)
純利益に含まれる一時的でない減損の再区分調整（負債証券による 収益ならびに負債証券および関連デリバティブからの実現損益）	39	54	45
負債証券未実現利益（損失）純額	(246)	133	(67)
持分投資未実現利益（損失）			
当期発生の持分投資未実現利益（損失）純額	445	545	(516)
純利益に含まれる実現利益の再区分調整（持分投資および 関連デリバティブからの収益）	(693)	(548)	(641)
純利益に含まれる一時的でない減損の再区分調整（持分投資 および関連デリバティブからの収益）	182	216	360
持分投資未実現利益（損失）純額	(66)	213	(797)
年金制度に係わる未認識数理計算上の利益（損失）および未 認識過去勤務収益（費用）純額	118	543	(764)
その他包括利益（損失）合計	(194)	889	(1,628)
IFCに帰属する包括利益（損失）合計	\$ 1,086	\$ 2,307	\$ (1,661)